主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人竹下重人の上告趣意のうち、憲法三〇条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五二年二月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	寸	藤	重	光